

平成 22 年 3 月 19 日
警 察 庁 長 官

警 察 庁 特 定 事 業 主 行 動 計 画

1 趣旨

少子化の急速な進行は、今後の我が国の経済社会の様々な分野に深刻かつ重大な影響を及ぼすと考えられる。例えば、経済面では、消費の減少や労働力供給の減少等により経済成長率が低下するおそれがあるとともに、人口に占める高齢者の割合を高め、社会保障に係る現役世代の負担の増大につながるといった影響を及ぼし、また、社会面では、子ども同士の交流の機会が減少し、子ども自身の健やかな成長に影響を及ぼすこととなる。

このような状況に対処するため、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）が平成 15 年 7 月に公布・施行された。

警察庁においては、法第 19 条第 1 項の規定に基づき、法第 7 条第 1 項の規定により定められた行動計画策定指針（平成 15 年国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）に即して警察庁特定事業主行動計画（平成 17 年 3 月 16 日警察庁長官決定）を策定し、平成 22 年 3 月 31 日までを計画期間として、次世代育成支援対策を推進してきたところである。

本件は、平成 21 年 3 月に上記指針を全部改正し、新たに定められた行動計画策定指針（平成 21 年国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）において、職員の仕事と生活の調和の推進が特定事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点として加えられたこと等を踏まえ、平成 27 年 3 月 31 日までを計画期間とする新たな警察庁特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものである。

2 計画期間

平成 22 年 4 月 1 日から法が効力を失う平成 27 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

3 推進体制等

(1) 警察庁特定事業主行動計画策定・実施委員会

長官官房長を長とし各局部庶務担当課長等を構成員とする警察庁特定

事業主行動計画策定・実施委員会において、行動計画の推進に当たるとともに、毎年1回、行動計画の進ちょく状況の分析・評価等を行い、必要に応じて行動計画の見直しを行う。

また、毎年1回、行動計画に基づく措置の実施状況について公表するものとする。

(2) 行動計画の推進に当たっての重要事項

ア 各種制度等の周知徹底

特別休暇、育児休業、経済的支援措置等の次世代育成に資する各種制度や支援策（以下「各種制度等」という。）について、職員は必ずしも十分な知識を有しておらず、その結果、既に整備されている各種制度等が十分に活用されていない。そこで、これらの周知徹底を図るため、次の措置を実施する。

次世代育成に資する各種制度等について分かりやすく解説した冊子を小学校就学前の子どものいる職員及び子どもが生まれる予定の職員に配布するとともに、各所属の庶務担当者及び管理職以上の職員に配布し、各種制度等の正確な理解と活用を促す。

冊子を修正等した場合には、その都度庁内LANの掲示板に掲載し、すべての職員がいつでも必要なときに閲覧できるようにする。

庁内LANに設けている次世代育成支援相談専用メールアドレスを通じ、各種制度等について職員からの相談を受け付ける。

イ 職員の意識改革

各種制度等が有効に活用されるためには、対象職員が気兼ねなく各種制度等を利用できる職場の雰囲気醸成されている必要がある。そこで、職員全体の意識改革を図るため、次の措置を実施する。

入庁や上位職登用の際に、次世代育成支援の意義や各種制度等に関する教養を実施する。

長官官房人事課等において各種制度等の運用実態を把握し、管理職以上の職員が参加する会議の場で紹介するなどして、現状認識の共有と意識改革を図る。また、企業、他官庁等で行われている先進的取組み等を積極的に紹介するよう努める。

4 次世代育成支援対策

警察庁における次世代育成支援対策として、次の措置を実施する。

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

本人又は配偶者が妊娠した旨を申し出た職員に対して、各所属の庶務担当者から個別に各種制度等について説明する。

母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている就業制限、深夜勤務及び時間外勤務の制限等の諸制度について、冊子の配布等により周知徹底を図る。

警察共済組合による出産費、出産手当金等の出産に係る経済的支援措置について、冊子の配布等により周知徹底を図る。

妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しや超過勤務命令の抑制に努めるとともに、執務室の禁煙を徹底する。

子どもの出生時における父親の特別休暇制度（妻の出産に伴う休暇2日間、妻が出産する際の子の養育のための休暇5日間）について、冊子の配布等により周知徹底を図り、子どもの出生時における休暇の取得を促進する。

(2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

育児休業、育児短時間勤務及び育児時間（以下「育児休業等」という。）の要件、取得手続、給与の取扱い、経済的支援措置等について、冊子の配布等により周知徹底を図る。

育児休業をしている職員は、将来の職場復帰時の不安を抱えていることに配慮し、この不安を払しょくするため、育児休業の期間中、希望者に対し各所属からの定期的な連絡、資料の送付等を実施する。

育児休業をした職員の円滑な職場復帰が実現するよう、復帰に際し、直属の上司等が業務の現状、課題等について説明を行う。

育児休業等の取得をためらわせる要因として、他の職員に仕事上の迷惑を掛ける負担感があることから、負担感なく育児休業等を取得できるよう、業務の合理化、人員の再配置、臨時的任用制度、任期付短時間勤務職員の任用制度、並立任用制度等の活用による代替要員の確保等により業務遂行に支障の出ない措置を採る。

このような取組みにより、計画期間中に、希望する職員全員が育児休業等をスムーズに取得できるようにする。男性職員については、育児休業等の取得の希望を聴取するなどにより、その取得をためらうことのないよう配慮して、育児休業取得率が10%以上となることを目指す。

(3) 子どもを預けて働く職員のための配慮

託児施設について、設置場所、経費、運営主体等に関する課題を踏まえつつ、他省庁を始めとする行政機関等との連携による共同設置を含め、必要な託児施設の設置及び利用の実現について検討する。

職場や主要な官舎の周辺等における保育施設等に関する情報を収集し、希望する職員に情報を提供する。

警察共済組合のアウトソーシング事業として行われているベビーシッター・託児所利用時の助成等の福利厚生事業について、冊子の配布等により周知徹底を図る。

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度について周知徹底を図るとともに、職員の実情に配慮して制度を運用する。

(4) 超過勤務の縮減

超過勤務縮減の取組みの重要性について、超過勤務縮減キャンペーン週間の実施、超過勤務の縮減に関する取組事例集の活用、管理職以上の職員が参加する会議における率先垂範の呼び掛け等により、職員の意識啓発を図る。

毎週水曜日に設定されている定時退庁日において、庁内放送による注意喚起、長官官房人事課員等による各所属に対する巡回指導等を実施し、定時退庁の徹底を図る。

各所属において、必要性の乏しくなった行事、会議等を見直すとともに、新たに行事等を行うに当たっては、その必要性を十分検討する。また、勤務時間外における会議等は極力実施しないよう努める。

小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の早出遅出勤務の活用や深夜勤務及び超過勤務の制限について、冊子の配布等により周知徹底を図る。

職員の勤務状況の的確な把握、勤務の実情に応じた勤務時間の縮減目標の設定等により、勤務時間管理の徹底を図る。

(5) 休暇取得の促進

子どもの看護を行うための特別休暇制度について、冊子の配布等により周知徹底を図るとともに、希望する職員全員が取得できるよう職場の理解を促す。

誕生日、結婚記念日等の記念日休暇、授業参観等子どもの行事による休暇、勤続10年・20年の節目におけるリフレッシュ休暇、夏期連続休暇やゴールデン・ウィーク、年末年始前後の休暇等、年次休暇の計画的取得を奨励する。

管理職以上の職員が参加する会議等の場で、幹部による休暇取得の率先垂範を呼び掛ける。

ゴールデン・ウィーク、お盆、その他連休中の公式行事の実施は、抑制する。

このような取組みにより、計画期間中に、年次休暇の平均取得日数が年間12日以上となることを目指す。

(6) 転勤及び宿舍の貸与における配慮

子育てをしている職員の官署を異にする異動については、本人の希望を踏まえつつ、子育ての状況に配慮する。

子育てをしている職員に対して、仕事と子育ての両立に配慮した官舎の貸与に努める。

(7) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組み

女性の職域拡大及び幹部登用を積極的に推進する。

セクシュアル・ハラスメント防止のために作成した執務資料を必要に応じて随時更新し、その都度庁内LANの掲示板に掲載し、すべての職員がいつでも必要なときに関覧できるようにする。

セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制を充実・強化する。

(8) その他

子どもを対象とする職場見学ツアーである「子ども霞が関見学デー」への参加等、職員が子どもと触れ合う機会を充実させる。

職場のレクリエーションを実施する場合、職員の家族も参加できるように配慮する。

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、居住地域における地域住民等による自主防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援活動等への職員の積極的な参加を支援する。

家庭教育に関する講座や講演会、その他参考となる資料等に関する情報を収集し、希望する職員に情報提供を行う。